

保護者様

四日市市教育委員会

学校感染症による「出席停止」解除における手続き変更についてのおねがい

平素は、学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

学校では、別紙のような感染症にかかった場合、校内での感染症の流行を予防するため、またお子さんの休養の時間を確保するため、学校保健安全法にもとづき、出席停止の措置をとっています。

出席停止の解除について、四日市市内の小・中学校では、これまで医療機関による用紙「出席停止にかかる証明書」を学校へ提出いただくことで、出席停止の解除とする手続きをしておりました。

このたび、感染症流行時の再受診にかかる保護者負担等を考慮して、10月1日より、手続きを次のとおり変更し、医療機関による証明書の提出を不要とします。ご理解ご協力をお願いいたします。

今後、治癒証明の用紙は不要とします。ただし、学校内での感染拡大防止に万全を期すために、お子さんが対象となる感染症にかかったと思われる場合は、従来通り、必ず医師の診断を受け、学校へ連絡をして下さい（連絡のない場合は、学校長による出席停止の判断ができません）。また、受診の際は、主治医の先生に、治癒の目安や登校時期等の指示をいただいでください。

【出席停止から解除までの流れ】

変更前		変更後(10月1日以降)	
1	発症		
2	病院を受診し診断を受ける		
3	出席停止対象の感染症と診断 主治医から登校の目安等の指示をうける		
4	学校へ連絡→学校は「出席停止」となる		
.....1~4までは、変更ありません.....			
5	学校から証明書をもらう (学校のホームページからダウンロード)	5	医師の指示にしたがい、休養する ※登校の目安等も聞いてください
6	医師の指示にしたがい、休養する		
7	主治医に治癒証明を記入してもらう		
8	治癒証明書を持って学校へ登校する。	6	治癒したら登校する
9	登校時に学校で健康観察 証明書の内容を確認し、出席停止の解除	7	登校時に学校で健康観察し、 出席停止の解除
【登校には、治癒証明の用紙が必要】		【登校にあたって、治癒証明の用紙は不要】	

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	・ 治癒するまで
第2種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。		
第3種	・ コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。



登校可能